

第8回 総社市再出発制度改革委員会（概要）

平成26年9月24日（水）

本庁2階 会議室

10:00～12:00

出席委員：6名 全員出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

（1）9月定例市議会へ提案した条例の状況

（事務局）総社市コンプライアンス条例及び総社市入札等監視委員会設置条例を、9月定例市議会へ提案した。どちらも9月19日に原案で可決され、同日に公布し、10月1日施行で準備を進めている状況である。

（委員意見）

- ・両方の条例に第三者で組織する委員会があるが、それぞれで連携するのか。
→（事務局）担当する事務は別々。ただし、入札・契約に係る不当要求等があれば入札等監視委員会との連携は必要となる。
- ・委員の選任に議会の同意は必要か。
→（事務局）必要ありません。
- ・倫理規則は新たに制定するのか。
→（事務局）その通りです。
- ・入札等監視委員会の対象に、電子機器など物品購入は含まれるのか。
→（事務局）質問のような物品購入は含めていない。
- ・委員会と職員が意思疎通でき、有効に機能するよう配慮して欲しい。

【審議事項】

(1) 設計価格、予定価格など入札に係る情報の公表可否と時期

(事務局) 事前公表、事後公表することのメリット、デメリットについて説明

(委員意見)

- ・最低制限価格に近い金額で落札されることは発注者から見ればメリットだと思う。
- ・企業としては、設備や機械をコンスタントに稼働させることで低コスト、品質管理が実現出来る。低コストで発注出来ることは市の側からすればメリットである。このような企業が数社存在することが理想的。
- ・事前公表か、事後公表かについては、最新の指針に沿うのが本来の姿と思う。これは職員教育のうえでも明確な根拠があるので分かりやすい。
- ・現在のように事前公表することで職員を不当要求から守ることも大切。しかし、未来永劫この形というのは良くない。支障がなくなれば改正すべき。
- ・積算内訳書の提出は、いつなのか。
→ (事務局) 入札日の17時15分までとしている。
- ・積算内訳書の内容は審査しているのか。また、審査結果によって失格もあるか。
→ (事務局) 内容は確認している。また、結果によって失格という仕組みは無い。
- ・予定価格、最低制限価格を事前公表すると、単なるくじ引きとなるのでは。

(意見のまとめ)

現在の事前公表の状態は暫定措置と考え、コンプライアンス条例の制定、各種の改革を実行し、それらの制度が職員に浸透した後には事後公表とするべき。

また、国の指針に記述されているように事後公表が本来の姿と考える。職員を守る為ということで事前公表とした経緯も理解出来るが、それが真の姿ではないことを留意して欲しい。

(2) 随意契約の適正化について

(事務局 資料に基き制度概要と課題点を説明)

(委員意見)

- ・ これまで指名競争入札について議論してきたが、随意契約も契約には違いない。そのため、同一業者に偏るとか、不適切な価格とならないよう、適正化の対策は講じるべきと考える。
- ・ 随意契約の場合も、登録申請した業者が契約相手となるのか。
→ (事務局) そのとおりです。
- ・ ガイドラインに、分割・分離発注に関する事項の記載を望む。
- ・ 定期監査において契約に関する指摘事項が多いと感じる。そのため、過去3年位の実態を調査し、その課題点に対する改善策という方向で、報告書の纏めをお願いしたい。
- ・ 契約規則に定める金額以上で随意契約をした場合は、公表するよう見直しを。
- ・ 同様に入札等監視委員会への報告もお願いする。

その他

報告書のまとめ方

(事務局から報告書の纏め方について、その目次となる項目、編纂方法を示す。)

概ね了解の確認

閉会

次回委員会について

日時：第9回 平成26年10月15日(水) 午前10時から

記録制度の報告状況、報告書(答申)の概要の確認を予定